

三芳町をきれいにする条例

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止について必要な事項を定め、きれいなまちづくりを推進することにより、安全で快適な生活環境を確保し、もって住民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物等の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くすその他これらに類するもので、投棄されることによりごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) 投げ捨て 空き缶等を持ち帰らず、これを回収容器その他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (4) 路上喫煙 公共の場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- (5) 住民等 町内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者をいう。
- (6) 事業者 町内で事業活動を行う全てのものをいう。
- (7) 土地所有者等 町内に土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 町は、住民等、事業者及び土地所有者等と協働して、前項の施策を実施するよう努めるものとする。

(住民等の責務)

第4条 住民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等へ収納しなければならない。

2 住民等は、前条第1項の規定により町が実施する環境美化のための施策（以下「環境美化施策」という。）に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、投げ捨てを防止するために必要な措置を講ずるとともに、環境美化施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の環境美化に努めるとともに、環境美化施策に協力するよう努めなければならない。

(投げ捨ての禁止)

第7条 住民等は、空き缶等の投げ捨てをしてはならない。

(犬のふんの放置の禁止)

第8条 住民等は、自宅外において犬を連れている場合は、犬のふんを処理するための用具を携帯し、犬がふんをしたときは、これを放置せず、持ち帰らなければならない。

(路上喫煙の防止)

第9条 住民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、公共の場所を管理する権限を有する者が喫煙することができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(環境美化重点区域の指定)

第10条 町長は、環境美化の推進を図るため、投げ捨て及び犬のふんの放置を防止するために特に必要があると認める区域を、環境美化重点区域に指定することができる。

2 町長は、前項の規定により環境美化重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 町長は、第1項の規定により環境美化重点区域を指定しようとするときは、関係地域住民及び関係団体の意見を聴くものとする。

4 町長は、必要があると認めるときは、環境美化重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第11条 町長は、路上喫煙の禁止を重点的に推進する必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、路上喫煙禁止区域について準用する。

(路上喫煙禁止区域における路上喫煙の禁止)

第12条 住民等は、路上喫煙禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。ただし、町長が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(指導又は勧告)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

(1) 環境美化重点区域において第7条又は第8条の規定に違反した者

(2) 前条の規定に違反した者

(委任)

第14条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。